

立入検査実施状況の概要

1. 実施期間 令和8年5月

2. 立入検査件数

立入検査場所	立入検査箇所数	収去品に違反が認められた箇所数	指導基準を超過した箇所数	管理基準を超過した箇所数
配合飼料工場	5	0	0	0
単体飼料工場	13	0	0	0
飼料添加物工場	0	0	0	0
港湾サイロ	3	0	0	0
倉庫	0	0	0	0
その他	2	0	0	0

3. 飼料等の試験結果

飼料等の区分	試験点数	違反が認められた点数	指導基準を超過した点数	管理基準を超過した点数
配混合飼料	4	0	0	0
単体飼料	15	0	0	0
乾牧草	1	0	0	0
飼料添加物	0	0	0	0

4. 成分規格等省令等違反の概要(指導基準^(※1)超過を含む)

違反の種類	製造業者等の名称	飼料の種類	違反内容	備考
該当なし	—	—	—	—

(※1)当該基準を超えた飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第23条第1号に掲げる飼料に該当。

5. 管理基準^(※2)超過の概要

基準値を超過した成分 (飼料の種類)	基準値を超過した点数	備考
該当なし	0	—

(※2)管理基準は、工程管理の目安として示された基準であり、基準を超過した場合であっても直ちに法第23条第1号に掲げる有害な飼料には該当しませんが、当該飼料の使用に起因して有害畜産物が生産される等のおそれがある場合には、その旨を備考欄に記載します。また、適切な管理措置により、飼料の安全が確保される場合は、当該飼料を家畜等に給与することができます。